

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しの公告

令和7年1月15日にサービスを終了しました、当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号（または名称）

小田急電鉄株式会社

○払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

新宿西口駐車場専用プリペイドカード、駐車回数券

○払戻しの申出期間

令和7年3月3日（月）12：00から令和7年5月3日（土）17：00まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除外されますので、ご注意願います。

○申出の方法

- ・新宿駅西口駐車場内の払い戻しカウンターにて申し出
受付時間 12：00～17：00（土日・祝日含む）
- ・払い戻しカウンターに直接来られない方は、事前に下記問い合わせ先にご連絡をいただき確認がとれ次第口座振り込みにて対応いたします。
- ・申し出る必要のある事項
【払い戻しカウンターでのご返金の場合】
プリペイドカード・駐車回数券および払い戻し額
【口座振り込みの場合】（窓口・郵送）
氏名、連絡先、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人、プリペイドカード・駐車回数券および払い戻し額
- ・郵送の場合、5月3日（土）当日消印有効（郵送手数料は発行者負担）

○払戻しの方法

先着順全額支払い

払い戻し額10万円以下の場合：現金交付

10万円超の場合：後日振り込み（振込手数料は発行者負担）

払い戻しカウンターに直接来られない方に対しては、口座振り込み（振込手数料は発行者負担）

※なお、一日の払戻し金額には限りがあるため、申出当日に全額の払戻しはできない場合があります。申出当日に全額の払戻しができない場合は、残額について別途振込等に対応いたします。（振込手数料は発行者負担）

○払戻しに関する問い合わせ先

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目西口地下街1号

株式会社小田急ビルサービス 商業開発部

03-3342-8117

問い合わせ可能時間 12:00～17:00（土日・祝日含む）

<https://www.nishiguchi-chushajyo.jp/index.html>

（公告を行う発行者の商号または名称）小田急電鉄株式会社

令和7年3月3日（公告日）